

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成29年度実施政策)

(総務省29-⑬)

| 政策(※1)名                    | 政策15:郵政民営化の着実な推進  |   |                              | 担当部局課室名   | 情報流通行政局 郵政行政部<br>企画課他6課室 | 作成責任者名                          | 情報流通行政局 郵政行政部 企画課長<br>岡崎 毅 |      |   |
|----------------------------|---|---|------------------------------|---|--------------------------|---------------------------------|----------------------------|------|---|
| 政策の概要                      | 郵政民営化法等に基づき、民営化の成果を国民が実感できる事業展開の促進及び郵政事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社に対する必要な監督を行う。<br>信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、信書制度及び信書便制度の周知・広報活動を推進することにより、信書便市場の活性化や、利用者利便の向上を図る。<br>さらに、各国との政策協議や万国郵便連合(UPU)への積極的貢献等を通じて、国際郵便に係る業務・制度の改善や日本型郵便インフラシステムの海外展開を促進する。   |   |                              |   |                          | 分野【政策体系上の位置付け】                  | 郵政行政                       |      |   |
| 基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】 | [最終アウトカム]: 郵政事業のユニバーサルサービスが安定的に供給され、国民が郵政民営化の成果を一層実感できるような社会を実現する。加えて、国際的な郵便制度・業務の改善等にも貢献する。<br>[中間アウトカム]: 日本郵政グループ三社の株式上場等によって、日本郵政グループによるユニバーサルサービスの安定的な提供、企業価値や利用者利便の向上等が重要な課題となっているため、日本郵政グループに対して適切に監督を行うことで、郵政民営化を着実に推進する。国際分野においては、郵便事業を取り巻くグローバルな環境の変化を踏まえ、国際的な郵便制度・業務の改善等に資するため、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組や日本型郵便インフラシステムの海外展開等、積極的な対応を推進する。 |   |                              | 政策評価実施予定時期  | 平成31年8月                  |                                 |                            |      |   |
| 施策目標                       | 測定指標<br>(数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)   |   | 基準(値)                        | 目標(値)   |                          | 年度ごとの目標(値)                      |                            |      | 測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|                            | 施策手段  | ① |                              | 基準年度  | 目標年度                     | 年度ごとの実績(値)(※2)                  |                            |      |   |
|                            |   |   | 郵政民営化の着実な推進を実施<br><アウトプット指標> | 日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式上場(平成27年11月)<br><br>郵政民営化法(平成17年法律第97号)等に基づく監督<br><br>「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」(平成27年9月情報通信審議会答申)<br><br>「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」(平成27年12月) | 27年度                     | 日本郵政グループの事業展開の促進を実施<br><br>30年度 | 28年度                       | 29年度 | 30年度  |

|  |   |   |   |                               |                                 |                               |  |                                 |                                 |   |   |
|--|---|---|---|-------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|--|---------------------------------|---------------------------------|---|---|
| 郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること | ・日本郵政グループの事業実施に関して、必要な認可等を行うこと<br>・郵便事業のユニバーサルサービスを確保するための検討を実施すること | 2 | 郵政事業のユニバーサルサービスの確保のための取組を実施<br>〈アウトカム指標〉                  | 郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局) | 27年度                            | 郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局) | 30年度   | 郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)   | 郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)   | 郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)   | 人口減少や電子メールの利用の拡大により郵便物数が減少するなど、郵便事業を取り巻く環境が厳しくなっており、日本郵便に責務として課せられている郵政事業のユニバーサルサービスが将来にわたっても安定的に確保されることが必要であり、「郵政事業のユニバーサルサービスの確保のための取組を実施」を測定指標として設定。 |
|  |   |   |   | 平成28年度<br>郵便局数 24,421局        | —                               | —                             | 郵便局ネットワークについては、長年にわたり国民共有の財産として築き上げられ、その郵便局ネットワークを通じて、郵政事業のユニバーサルサービスが国民に提供されることを踏まえ、「郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)」を目標として設定。<br>(郵便局の設置水準の維持(国会附帯決議)) |                                 |                                 |   |   |
|  |   |   | 「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」(H27.9.28情報通信審議会答申) | 27年度                          | 郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施 | 30年度                          | 郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施  | 郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施 | 郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施 | また、ユニバーサルサービスの確保については、平成27年9月の情報通信審議会答申において、「サービスレベルの在り方と料金の設定」、「政策的な低料金サービスに対するコスト負担の在り方」、「郵便局ネットワーク維持に係るコスト負担の在り方」などが中長期的課題として継続的な検討が必要と提言されていることを踏まえ、「郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施」を目標として設定。  |   |
|  |   |   |   |                               |                                 |                               |  |                                 |                                 | 【参考】<br>〈平成29年度追記〉<br>(平成28年度値)<br>郵便局数 24,421局<br>郵便差出箱の本数 181,523本<br>送達日数達成率 98.5%<br><br>〈平成29年度追記〉<br>(平成27年度値)<br>郵便局数 24,452局<br>郵便差出箱の本数 181,692本<br>送達日数達成率 98.6%<br><br>(平成26年度値)<br>郵便局数 24,470局<br>郵便差出箱の本数 181,521本<br>送達日数達成率 98.6%<br><br>(平成25年度値)<br>郵便局数 24,511局<br>郵便差出箱の本数 182,839本<br>送達日数達成率 98.6%<br><br>(平成24年度値)<br>郵便局数 24,525局<br>郵便差出箱の本数 181,895本<br>送達日数達成率 98.5% |   |

|  |                      |   |   |             |   |             |   |   |   |   |
|--|----------------------|---|---|-------------|---|-------------|---|---|---|---|
| <p>信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること</p> | <p>信書便制度の周知活動の推進</p> | <p>3 事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動の実施<br/>&lt;アウトプット指標&gt;</p> | <p>信書便制度説明会の開催数<br/>16回</p>   | <p>27年度</p> | <p>事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動の実施(信書便制度説明会の開催数15回以上)</p> | <p>30年度</p> | <p>事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動の実施(信書便制度説明会の開催数15回以上)</p> | <p>事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動の実施(信書便制度説明会の開催数15回以上)</p> | <p>事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動の実施(信書便制度説明会の開催数15回以上)</p> | <p>基本的通信手段の一つである信書の送達事業については、利用者の選択の機会の拡大、事業者による創意工夫による多様なサービスの提供により、国民利用者の利便の向上を図ることが、平成15年の制度創設時から求められている。また、郵便・信書便市場の活性化を図ることを目的として郵便・信書便分野における規制の合理化を内容とした改正信書便法が平成27年12月に施行されたことを受け、信書制度及び信書便制度の周知活動を推進することにより、事業者の創意工夫を凝らしたサービス提供が進み、信書便市場の活性化や利便性の向上が図られることから、制度の周知活動の実績及び信書便市場に参入した事業者(新規参入事業者及び既存の事業者)による活動実績を測定指標として設定。<br/>なお、目標値である制度説明会の開催数は、平成25年度から平成27年度の開催数の平均値を用いている。</p> |
|  |                      | <p>④ 信書便市場の売上高の増加率<br/>&lt;アウトカム指標&gt;</p>                  | <p>平成26年度の信書便市場の売上高の対前年度増加率(1.11倍)が平成26年度末事業者数の対前年度末増加率(1.06倍)を上回った。<br/>(26年度)</p> | <p>27年度</p> | <p>信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること。</p>                     | <p>30年度</p> | <p>信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。</p>                    | <p>信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。</p>                    | <p>信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。</p>                    | <p>信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。</p>  |

|   |  |          |  |            |             |                               |             |                               |  |
|---|--|----------|--|------------|-------------|-------------------------------|-------------|-------------------------------|--|
| <p>各国と政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること</p>                                  | <p>諸外国と郵政分野における協力関係を築き、定期的な政策協議を実施すること</p>             | <p>⑤</p> | <p>二国間・多国間政策協議等への参画回数<br/>&lt;アウトプット指標&gt;</p>                   | <p>5回</p>  | <p>26年度</p> | <p>5回以上</p>                   | <p>30年度</p> | <p>5回以上</p>                   | <p>インターネットの普及により紙媒体でのコミュニケーションが電子媒体に代替される一方、電子商取引が進展し国境を越えたモノの輸送が増大するというグローバルな環境変化が生じている現状を踏まえ、こうした環境変化に応じて郵便業務・制度の改善を行うためには、政策協議等を通じて定期的に各国の制度等に関する情報を収集するとともに、我が国の制度等に関する情報を提供することから、二国間・多国間政策協議等への参画回数を測定指標として設定。<br/>なお、平成27年度は、平成28年度開催のUPU 大会議を控え、通常は開催されない準備会合が数多く開催された等の特殊要因があり(参画回数は10回)、基準値としてふさわしくないため、平成26年度の数値を基準値とし、この数値を基に目標値を記載している。<br/><br/>【参考】<br/>(平成27年度値)<br/>参画回数 10回<br/><br/>(平成26年度値)<br/>参画回数 5回<br/><br/>(平成25年度値)<br/>参画回数 4回</p>      |
| <p>新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し、相手国の郵便業務の改善を図ること</p>                     | <p>新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの需要を把握し、相手国との協議・調整を行うこと</p> | <p>⑥</p> | <p>日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されている国数<br/>&lt;アウトプット指標&gt;</p> | <p>4か国</p> | <p>27年度</p> | <p>4か国以上</p>                  | <p>30年度</p> | <p>4か国以上</p>                  | <p>郵便の交換を行う多くの新興国・途上国には、正確性・迅速性において高い品質を有する日本の郵便システムに対する高いニーズがある現状を踏まえ、これらの国々における郵便の近代化・高度化への取組みを支援するため、日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する具体的な協力案件が実施されている新興国・途上国の数を指標として設定。<br/><br/>【参考】<br/>(平成27年度値)<br/>協力案件実施国数 4か国(ミャンマー、ベトナム、タイ、ロシア)<br/><br/>(平成26年度値)<br/>協力案件実施国数 2か国(ミャンマー、ベトナム)<br/><br/>(平成25年度値)<br/>協力案件実施国数 1か国(ミャンマー)</p>  |
| <p>万国郵便連合(UPU)に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること</p> | <p>UPU関連会合への積極的な参画及びUPUへの人材派遣を行うこと</p>                 | <p>7</p> | <p>UPU活動への人的貢献(職員の派遣数)<br/>&lt;アウトプット指標&gt;</p>                  | <p>2名</p>  | <p>27年度</p> | <p>2名以上</p>                   | <p>30年度</p> | <p>2名以上</p>                   | <p>UPUにおいて、全世界共通の国際郵便に関するルールの制定や改廃が実施されている現状を踏まえ、我が国として積極的にUPUに貢献し、我が国の方針をUPUが定める国際郵便の諸制度に反映する必要があるところ、UPUへの人的貢献度及び我が国方針の達成度を評価・把握するため、UPU事務局への派遣職員数及び重要議案における我が国方針の達成率を指標として設定。<br/><br/>【参考】<br/>&lt;平成29年度追記&gt;<br/>(平成27年度値)<br/>職員派遣数 2名<br/>重要議案における我が国方針の達成率 94%<br/><br/>(平成26年度値)<br/>職員派遣数 2名<br/>重要議案における我が国方針の達成率 100%<br/><br/>(平成25年度値)<br/>職員派遣数 2名<br/>重要議案における我が国方針の達成率 95.57%<br/><br/>(平成24年度値)<br/>職員派遣数 2名<br/><br/>(平成23年度値)<br/>職員派遣数 2名</p> |
|   |  | <p>⑧</p> | <p>重要議案における我が国方針の達成率<br/>&lt;アウトプット指標&gt;</p>                    | <p>94%</p> | <p>27年度</p> | <p>重要議案における我が国方針の達成率80%以上</p> | <p>30年度</p> | <p>重要議案における我が国方針の達成率80%以上</p> | <p>重要議案における我が国方針の達成率80%以上</p>  |
|   |  |          |  |            |             | <p>重要議案における我が国方針の達成率80%以上</p> | <p>88%</p>  | <p>—</p>                      | <p>—</p>   |

| 達成手段<br>(開始年度) |                                | 予算額(執行額)※3       |                  |       | 関連する<br>指標※4 | 達成手段の概要等  | 平成29年度行政事業<br>レビュー事業番号 |
|----------------|--------------------------------|------------------|------------------|-------|--------------|---|------------------------|
|                |                                | 27年度             | 28年度             | 29年度  |              |   |                        |
| 1              | 郵政行政における適正な監督(平成15年度)          | 52百万円<br>(39百万円) | 52百万円<br>(46百万円) | 52百万円 | 1~4          | <p>郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社に対して必要な監督・検査等を行う。信書便事業については、民間事業者等による信書の送達に関する法律に基づいて、検査等を行うとともに、市場の活性化や利用者の認知度の向上を図るため、制度の周知・広報活動を推進する。また、監督業務等の適切な遂行に資するため、郵政事業のユニバーサルサービスの確保や郵便・信書便事業における競争環境整備のための調査のほか、郵政事業を取り巻く経済の状況、物流・金融等の業界動向や行政・産業界での取組等の調査等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>郵便局数:24,000局(平成29年度)</li> <li>郵便差出箱の本数:180,000本(平成29年度)</li> <li>送達日数達成率:97%(平成29年度)</li> <li>信書便事業への新規参加者数:30者(平成29年度)</li> <li>信書便事業市場の規模:100億円(平成29年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策判断の基礎資料となる情報収集・調査研究の実施件数:4件(平成29年度)</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>信書便事業については、平成15年の制度改革で信書の送達が民間開放され、その後、信書便事業者の参加が一定程度進んでいるところ、事業者及び利用者への制度の周知・広報活動(各地での説明会開催、周知用ポスター、チラシ等の作製等)を実施することにより、信書便制度の遵守が徹底されるとともに事業者の創意工夫を凝らしたサービスの提供が進むため、サービスの多様化等を通じた信書便市場の活性化や利用者利便の向上に寄与する。</p> <p>また、日本郵政グループ各社に対する監督業務や郵政事業のユニバーサルサービスの確保に資する各種調査研究等を実施することにより、日本郵政グループの健全な業務運営が確保されるとともに、将来にわたっても郵政事業のユニバーサルサービスが確保されるための方策が具体化し、それが実施されることとなるため、日本郵政グループ各社の企業価値や利用者利便の向上及び郵政事業のユニバーサルサービスの確保に寄与する。</p>             | 0133                   |
| 2              | 郵政行政に係る国際政策の推進に必要な情報収集(平成15年度) | 40百万円<br>(40百万円) | 42百万円<br>(40百万円) | 54百万円 | 5,6,8        | <p>国際郵便に関する諸制度の改廃に当たって我が国施策・方針を反映させるとともに、国際的な協議・調整等に当たって相互理解を促進させるため、事業番号136において分担金等を拠出している万国郵便連合(UPU)をはじめ、世界貿易機関(WTO)、経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)等の関係諸会合に積極的に参画する。また、日本型郵便インフラシステムの海外展開に向けた調整のため、関係国への出張等を行う。加えて、我が国の政策の企画立案及び国際機関や諸外国政府との協議・政策調整に当たって、適時適切に対応するため、諸外国における郵政事業に関する最新の情報・動向等を調査するほか、国際事務の円滑な実施のため、外部委託により、関係資料の翻訳、校閲及び通訳業務を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>万国郵便連合(UPU)の重要議案における我が国方針の達成率:80%(平成29年度)</li> <li>通商交渉など、国際場裏等における対処方針や対外説明に、情報収集等の結果を活用した割合:100%(平成29年度)</li> <li>日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されている国数:4国(平成29年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策判断の基礎資料となる情報収集・調査研究の実施件数:2件(平成29年度)</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>海外出張等を行うことは、以下のように3つの施策目標の達成に寄与する。①各国と政策協議等を実施することにより、我が国が各国の制度等に関する情報を入手できるとともに、我が国の制度等に関する情報が各国に共有されるため、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善に寄与する。②新興国・途上国に日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されることにより、我が国の優れた業務ノウハウや関連技術が提供されるため、相手国の郵便業務の改善に寄与する。③UPUの各種会合に参加し議論に寄与することは、UPUへの積極的な貢献を通じた我が国の地位及び発言力の向上につながるため、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させることに寄与する。</p> | 0134                   |

|     |                            |                    |                    |        |   |      |
|-----|----------------------------|--------------------|--------------------|--------|---|------|
| (3) | 国際機関への貢献(平成15年度)           | 291百万円<br>(291百万円) | 318百万円<br>(318百万円) | 322百万円 | 7.8<br><br>UPUは、郵便業務の質の向上及び郵便分野における国際協力の増進等に寄与するために設立された郵便業務に関する国連の専門機関である。また、APPUはUPU憲章第8条に基づき、アジア太平洋地域内における郵便業務に特有な諸問題の解決を図り、郵便の利便向上に資するため設立された機関である。本事業は、UPU憲章第21条及びAPPU憲章第13条に基づく加盟国の義務として連合の経費を賄うための分担金を負担するとともに、UPUにおける災害対策の強化を支援することを目的として、財政的支援を行うもの。なお、UPU及びAPPU関連会合への出席等に係る諸費用は事業番号135の予算から支出している。<br><br>【成果指標(アウトカム)】<br>・万国郵便連合(UPU)の重要議案における我が国方針の達成率:80%(平成29年度)<br>・UPU国際事務局の職員数(専門職以上)に占める日本人職員数の割合:6%(平成29年度)<br>・UPU国際事務局の職員数(D1以上)に占める日本人職員数の割合:6%(平成29年度)<br>【活動指標(アウトプット)】<br>・分担金の負担実施件数(UPU分担金):1件(平成29年度)<br>・拠出金の負担実施件数(UPU拠出金):1件(平成29年度)<br><br>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】<br>我が国がUPUに拠出金を支払うとともに、UPUにおける災害対策の強化を支援することは、UPUへの積極的な貢献を通じた我が国の地位及び発言力の向上につながるため、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させることに寄与する。 | 0135 |
| (4) | 第26回万国郵便大会議対策(平成28年度)      | -                  | 63百万円<br>(53百万円)   | -      | 7.8<br><br>UPUは、郵便業務の質の向上及び郵便分野における国際協力の増進等に寄与するために設立された郵便業務に関する国連の専門機関である。平成28年9月20日から同年10月7日までトルコ(イスタンブール)において、UPUの第26回大会議が開催された。大会議は4年に1度開催されるもので、①理事国等の選挙、②条約の改正、③加盟国全体で取り組むべき戦略の策定等が実施された。本事業は、同大会議に、我が国代表団が参加することに係る活動諸経費を確保し、大会議への適切な対応を図るもの。<br><br>【成果指標(アウトカム)】<br>・UPU大会議の重要議案における我が国方針の達成率:80%(平成28年度)<br>【活動指標(アウトプット)】<br>・UPU大会議への出席:1件(平成28年度)<br><br>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】<br>我が国がUPUの最高意思決定の場であるUPU大会議に参画し、選挙を通じて重要な地位を占めるとともに、重要議案を通過させることは、UPUへの積極的な貢献を通じた我が国の地位及び発言力の向上につながるため、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させることに寄与する。  | 0136 |
| (5) | 郵政民営化法(平成17年)              | -                  | -                  | -      | 1.2<br><br>民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することにかんがみ、株式会社に的確に郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。)の経営を行わせるための改革(以下「郵政民営化」という。)について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社に関して講ずる措置、日本郵政公社の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定めるもの。  |      |
| (6) | 郵便法(昭和22年)                 | -                  | -                  | -      | 2<br><br>郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的として、日本郵便株式会社が行う郵便の業務について定めるもの。   |      |
| (7) | 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年) | -                  | -                  | -      | 3.4<br><br>信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置について定めるもの。  |      |

|            |                  |                    |                    |        |                               |   |   |  |
|------------|------------------|--------------------|--------------------|--------|-------------------------------|---|---|--|
| (8)        | 日本郵政株式会社法(平成17年) | -                  | -                  | -      | 1.2                           | 日本郵政株式会社を、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有し、日本郵便株式会社の経営管理を行うこと及び日本郵便株式会社の業務の支援を行うこと目的とする株式会社とし、日本郵政株式会社の業務等について定めるもの。 |   |  |
| (9)        | 日本郵便株式会社法(平成17年) | -                  | -                  | -      | 1.2                           | 日本郵便株式会社を、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とし、日本郵便株式会社の業務等について定めるもの。       |   |  |
| 政策の予算額・執行額 |                  | 383百万円<br>(371百万円) | 475百万円<br>(457百万円) | 429百万円 | 政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 施政方針演説等の名称  | 年月日   | 関係部分(抜粋)   |
|            |                  |                    |                    |        |                               | 第193回国会(常会)における総務大臣所信表明   | (衆議院総務委員会)<br>平成29年2月14日<br>(参議院総務委員会)<br>平成29年3月7日 | 郵政事業については、引き続き、ユニバーサルサービスを確保するとともに、国民の皆様が民営化の成果を一層実感できるよう、企業価値や利用者の利便性の向上を促進してまいります。 |

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。